

公益社団法人 所沢青年会議所

庶務規定

第 1 章 目的

第 1 条 本規定は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、事務局、会計、経理、慶弔等に関する事項を規定するものである。

第 2 章 事務局

第 2 条 事務局とは、公益社団法人所沢青年会議所 定款 第 9 章により設置したものを称し、事務局長は事務局の統轄・管理にあたる。

第 3 条 総会及び理事会の議事録は総務委員会が之を作成し事務局に備え付けるものとする。

第 4 条 事務局は事業年度毎に次の分類に従い文章等を整理し、保存しなければならない。

- (1)本会議所の定款並びに諸規定(永久保存)
- (2)総会及び理事会の議事録(永久保存)
- (3)本会議所内部の文章(5年間保存)
- (4)日本青年会議所及び他青年会議所関係の文章綴
(1年間保存)
- (5)本会議所会報綴(1年間保存)
- (6)事務局日誌(3年間保存)
- (7)受発信簿(1年間保存)
- (8)許可、認可等に関する書類
- (9)登記に関する書類
- (10)会員名簿
- (11)理事の氏名、住所及び略歴を記載した書類並び
にその就任の承諾を証する書類
- (12)資産台帳
- (13)現事業年度及び過去 3 年間の収入及び支出に関
する帳簿及び証拠書類
- (14)過去 2 年間の各事業年度末における財産目録及び収支決算書又は収支計算書
- (15)現事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (16)知事が当該法人を監視するために発した文章
- (17)前各号に掲げるものの他、知事が特に必要と認める書類及び帳簿

第 3 章 会計・経理

第 5 条 本会議所の会計を掌理するため、専務理事を会計担当とする。

第6条 各委員会の予算の範囲内における支出は各委員会が専務理事に請求書を提出し、その承認を得なければならない。

第7条 各委員会に於いて予算外に支出を必要とする場合は理事会の承認を得なければならない。

第4章 慶弔

第8条 正会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔金若しくは記念品を送る。

- (1)会員の結婚 10,000 円
- (2)会員の死亡 30,000 円+花環
- (3)会員の長期(14日以上入院)に亘る傷病 5,000 円
- (4)会員の子女の出生 3,000 円相当の記念品
- (5)会員の配偶者の死亡 10,000 円+花環
- (6)会員の両親及び子女の死亡(同居人)5,000 円+花環
- (7)会員の祖父母及び兄弟の死亡(同居人)花環
- (8)第1項から第5項における金額等は、年間の理事会でこれを定める。
- (9)賛助会員、特別会員、OB 会員の慶弔に関しては前条に準じて理事長、副理事長、専務理事、総務委員長が協議し、これを決定する。

第5章 保管文書の閲覧・謄写

第9条 本会議所が保管し、閲覧ないし謄写(以下、「閲覧等」という。)の対象とする文書(以下、「保管文書」という。)は、本会議所の定款第39条及び第40条に記載された文書とする。

第10条 保管文書を庶務規定第12条により閲覧ないし謄写(以下、「閲覧等」という。)した者は、閲覧等により得た情報を、本会議所の定款第3条(目的)及び同第4条(運営の原則)に即して適正に使用するとともに、個人情報のみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

第11条 保管文書の閲覧等の場所については、本会議所の主たる事務所でのみ行うことができる。

11-2.保管文書の閲覧等可能日時は、本会議所の休日以外の日のうち、業務時間内の事務所職員在室中とする。

第12条 保管文書の閲覧等の手続は、以下のとおりとする。

(1) 閲覧等希望者は、本会議所所定の「閲覧(謄写)申請書」に必要事項を記入し閲覧等を希望する日の2週間前までに、本会議所の事務所職員に同申請書を提出し、閲覧等を申請する。

(2) 本会議所の理事長は、(1)の申請について、本会議所の定款及び各規定の趣旨・目的に照らし、閲覧等の許否を決定する。閲覧については、これを拒む正当な理由が無い限

り許可するものとする。

(3) 閲覧等の許可の有効期間は、閲覧等希望日の 1 か月後までとする。

(4) 理事長が閲覧等を許可する場合、申請書に押印し、閲覧等希望者に交付する。

(5) 理事長が閲覧を不許可とする場合、閲覧希望者に閲覧不許可通知書を交付する。謄写を不許可とする場合、謄写希望者にその旨を通知する。

(6) 閲覧等が許可された閲覧等希望者は、謄写に先立ち、理事長の押印ある申請書を事務所職員に提出し、事務所備付の「閲覧（謄写）受付簿」に必要事項を記入のうえ、閲覧等する。

第 6 章 雑 則

第 13 条 本規定の施行に関する細則は理事会の決議を以って定める。

附 則

本規定は昭和 54 年 12 月 1 日より施行する。

令和 5 年 11 月 24 日改正

(第 5 章変更)

(第 9 条追加)

(第 10 条変更)

(第 11 条追加)

(第 12 条追加)

(第 5 章を第 6 章へ)

(第 10 条を第 13 条へ)